

○川越町集合住宅等ごみ集積場設置要綱

平成23年3月2日要綱第2号

改正

平成26年10月1日要綱第19号

平成26年10月16日要綱第21号

平成27年10月28日要綱第21号

平成28年4月27日要綱第14号

平成29年1月20日要綱第1号

川越町集合住宅等ごみ集積場設置要綱

川越町集合住宅等ごみ集積場設置要綱（平成22年要綱第19号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、生活環境の保全、公衆衛生の向上及びごみ収集作業の効率化を図るため、集合住宅（店舗事務所併用住宅及び寮を含む。以下同じ。）を建設する場合及び宅地開発を行う場合におけるごみ集積場の設置及びその集積場の設置届出等について必要な事項を定めることを目的とする。

（ごみ集積場の設置協議願）

第2条 集合住宅を建設し、又は宅地開発しようとする者（以下「申請者」という。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条の規定による協議の前に、あらかじめごみ集積場設置協議願（様式第1号）を町長に提出し、ごみ集積場の設置等について、町廃棄物担当課、町開発担当課、区長等と合同で協議しなければならない。ただし、集合住宅の建設に関し、設置協議願の提出後、町廃棄物担当課が協議が必要でないと認めた場合は、この限りでない。

2 町長は、前項の協議が終了したときは（協議が必要でないと認めた場合も含む。）、協議結果書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（ごみ集積場の設置方法等）

第3条 前条に規定するごみ集積場の設置方法等については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 既設ごみ集積場の利用
- (2) 既設ごみ集積場の増改修
- (3) 集合住宅建設の敷地内及び宅地開発敷地内におけるごみ集積場の新設
- (4) その他町廃棄物担当課等が認めた方法

（ごみ集積場の設置届）

第4条 申請者は、ごみ集積場設置届書（様式第3号）をごみ収集開始2週間前までに町長に提出しなければならない。

（ごみ集積場の基準）

第5条 次の各号に掲げるごみ集積場の種類、位置等の基準は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 集積量 予定規模に応じ、次に掲げる容量以上のものを設置すること。
 - ア 10世帯以下 世帯当たり135リットル（大袋3袋相当）の排出量を見込むこと。
 - イ 上記以外 アの基準を参考とし、個別協議により必要容量を決定する。
- (2) ごみ集積場の構造 集積量に応じた次のア又はイに掲げるいずれかのごみ集積庫を設置するとともに、環境衛生面及び周辺環境に十分配慮し、必要に応じて給排水設備、床面舗装、照明設備等を設け、周囲の景観に配慮した高さをもってコンクリートブロック等で囲うこと。
 - ア 既製品 前後左右上下の面から雨水が入り込まない構造であること。
 - イ 既製品以外 資材は木、鉄、アルミ等の強固なものであって、四方を囲み一方にちょうつがいを使用した蓋又は屋根及び引き戸を備え、前後左右上下の面から雨水が入り込まず、ごみの出し入れが容易な構造であること。
- (3) 集積場面積 前号のごみ集積庫を設置することができる面積に加え、前面においては安全にごみの出し入れができるように50センチメートルを、側面及び後面においてはそれぞれ30センチメートルを加えた面積を確保すること。
- (4) 位置 集積場は、収集車両の収集ルート上で、安全に収集でき、かつ、次のア又はイに掲げるいずれかの方法により設置すること。ただし、設置位置が交差点付近となる場合については、あらかじめ町廃棄物担当課と協議すること。

ア 集積庫の開口部が道路に面するように設置すること。

イ 上記ア以外の場合は、敷地内で収集車両が容易に転回又は通り抜けができる位置に設置すること。

(5) その他 店舗、事務所等と併せて居住の用に供する建築物については、家庭系ごみと事業系ごみの集積場を分離すること。

2 前項第3号の規定にかかわらず、集合住宅建設の場合は、ごみ集積庫の構造及び設置予定場所の周辺状況並びに管理方法を踏まえた協議を行い、安全にごみの出し入れができるよう前面に50センチメートルを確保した上で、個別に面積を定めることができる。

(維持管理)

第6条 ごみ集積場の設置者、管理者及び利用者は、ごみ集積場及びその周辺を常に清潔に保ち、悪臭、害虫発生等により生活環境を損なうことのないよう努めなければならない。この場合において管理者は、利用者に協力を求め指導を行わなければならない。

2 設置者は、ごみの収集作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、速やかに適切な措置を講じなければならない。

3 設置者は、建築物の利用形態の変更等により、ごみ集積場が前条に規定する基準に適合しなくなったときは、速やかに当該基準に適合させるための措置を講じなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年10月1日要綱第19号抄)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年10月16日要綱第21号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年10月28日要綱第21号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年4月27日要綱第14号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年1月20日要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。